様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

肝付町長　　　　　　　様

肝付町移住支援金交付申請書

肝付町移住支援金の交付を受けたいので、わくわくかごしま移住促進事業における肝付町移住支援金交付要綱第４条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |

３　就業の内容（「２　移住支援金の内容」について「就業」に○を付けた方は下記の該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般の就業マッチングサイト |  | 一般の就業専門人材プロフェッショナル人材 |  | 一般の就業専門人材先導的マッチング事業 |  |
| テレワーク |  |

４　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙中１「肝付町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙中２「わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、肝付町に居住し、かつ、就業又は起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）肝付町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

５　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

６（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先名称 | 就業地所在地 |
| 年　　月　　日～年　　月　　日～ |  |  |
| 年　　月　　日～年　　月　　日～ |  |  |
| 年　　月　　日～年　　月　　日～ |  |  |

７（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | □　週・月・年　　　回程度□　行くことはない□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

８　添付書類

（１）就職の場合、移住後の就業証明書（様式第２号）

（２）テレワークの場合、所属先企業等の就業証明書（様式第３号）

（３）写真付き身分証明書

（４）移住後の住民票（世帯全員分）

（５）移住元の住民票の除票（世帯全員分）

（６）町税等の滞納のない証明書（世帯全員分）

（７）起業の場合、起業支援金に係る交付決定通知書の写し

（８）前住地に関することで「通勤者（被用者）」に該当する場合

　　　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上かつ住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（９）前住地に関することで「通勤者（自営業等）」に該当する場合

　　　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上かつ住民票を移す直前に連続して１年以上、東京23区内で開業していたことを確認できる書類（開業届出済証明書及び事業所税納税証明書等）

（10）前住地に関することで、居住期間に、東京圏から東京23区内の大学に通学した期間を含む場合

　　　在学期間や卒業校を確認できる書類（卒業証明書等）

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（鹿児島県及び肝付町使用欄） |  |

別紙

１　肝付町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

（１）わくわくかごしま移住促進事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び肝付町から求められた場合には、それに応じます。

（２）以下の場合には、わくわくかごしま移住促進事業における肝付町移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ　移住支援金の申請日から３年未満に肝付町以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ　わくわくかごしま移住促進事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

オ　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に肝付町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

（１）鹿児島県及び肝付町が、かごしまUIJターン移住・就業支援事業又はかごしま地域課題解決型起業支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び肝付町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

　　　　　また、鹿児島県及び肝付町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

（２）肝付町が、移住支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。